

## NEWSLETTER

ニュースレター [発行日 2023年6月]

NO. 19

## 巻頭言



## 「異次元」の先は崖っぷち

「異次元」というのは、エンゼルスの大谷選手のためにある言葉だと思っていましたが、最近、耳にするのが「異次元の少子化対策」です。少し前には「異次元の金融緩和」というものもありました。「異次元」が好きなんですね、この国は。さて、今回は、端的に言うと「お願ひですから、お金だしますので結婚して、子どもを産んでください。」という、身も蓋もない話なんです。

昨年の子どもの出生数が明治の統計開始以来初めて80万人を割り込んだことで大騒ぎをしているわけですが、そんな人口動向は50年前からわかっていたことです。わかっていたのに何も対策をとろうとせず、今になって、3兆5000億円というこれまでにない巨額のお金投入する。それが「異次元」らしいのです。ただ、財源をどうするかという「低次元」の問題で揉めていますけど…。そうは言っても、お金が付いてきますから、子育て真っ最中の人はちょっとだけ助かるかもしれません。しかし、「お金がもらえるなら」と意を決して、新たに子どもを持ちたいと思う人が増えるかというと、そんなことあるはずがない。福島の原発事故の後始末もできないのに原発をやめないで、43兆円かけて戦争する国づくりをしている「お先真っ暗」な日本です。どう鼎臚目にみても将来に夢と希望が全くありません。そんなところで子どもを産むわけにはいかない、と普通の人は思うのではないでしょうか。

札幌の隣にある北広島市は、子どもの権利条例があり、10年にわたり、町ぐるみで子育てをサポートしてきました。その努力の甲斐があって、こここのところ、学齢前の子どもたちの数が増えているのです。どうも、若い夫婦が北広島の子育て環境の良さを知って、転勤、移住してくるらしい。北広島市では、子育てに悩んでいる親子が相談に来るのを待ちません。専門相談員の方から毎週、子どもと親が集まる市内の子育て支援センター・児童センターへ出掛けていきます。

シンプルな活動ですが、他にやっている自治体は寡聞にして知りません。頼みもしないのに専門相談員が来て話を聞いてくれ、必要であれば、そこから更に専門機関につないでもらえる。この程よいお節介が、そこはかとない「安心感」を醸し出すのです。



子育てにお金はとても重要ですが、それ以上に大切なのは、安心して子育てができる環境、子どもが大切にされていると実感できる「空気」だと思います。子育てはなかなか大変ですけど、みんなの力を借りれば結構楽しいものです。

今、政府がやろうとしている「異次元の少子化対策」には、この「スピリット」がありません。だから多分失敗すると思います。予想が当たらないことを祈ります。

子どもシェルターレラビリカ  
理事長

内田 信也



# 開設 10 周年～ご支援ありがとうございます～

副理事長 大川 哲也

私たちの「子どもシェルター」は、2013年2月に運営法人が設立され、12月に施設が開設されました。早いもので、もう10年になります。当時のことを思い起こすと、2004年の東京を皮切りに、愛知、神奈川など、全国で次々と子どもシェルターが開設されていき、札幌でも早く開設しなければならないという「焦り」が募っていました。各地では、当地の弁護士会の子どもの権利に関する委員会のメンバーが中心となって開設していく経緯があり、札幌でも、札幌弁護士会の子どもの権利委員会で検討が重ねられてきました。もっとも、ひと口に「開設」といっても、働く人をどうやって募集するのか、施設の不動産をどうやって取得するのか、運転資金をどうやって確保するのか、等々、困難な課題が山積していました。なかなか一步を踏み出せないでいたところ、2012年4月に私が弁護士会の子どもの権利委員会委員長を仰せつかった際、前任の委員長が、日弁連の会議において「札幌では次年度に設立する」と公言したことから、待ったなしの状態で引継ぎを受けました。端的な課題として、まず、施設の不動産を確保しなければ始まりません。既存の建物を改修する方法も検討しましたが、利用するお子さんのプライバシーや職員の方々の便宜等を考えた場合、一般住宅仕様では不十分であり、まさに子どもシェルター用にオーダーメイドで新築することといたしました。そのために、千万円単位の資金を必要とします。札幌市に拠点を置く企業を毎日のように訪問させて

いただき、子どもシェルターの必要性を説いてご寄付をお願いしました。本当にそんな大きなお金が集まるのか不安しかありませんでしたが、数多くの企業様にご理解を賜り、多額の



ご寄付を頂戴することができました。また、建物建築の際、近隣の住民の方々にはご理解を頂戴し、温かい応援のお言葉も賜りました。建築に携わっていただいた業者の方々にも、折からの作業員不足の中で、相当なご無理を申し上げたと思います。かくして、当初の予定どおりに施設を開設することができ、以後活動を継続し、今日に至っているわけです。

運営についても、国からの措置費だけでは運転資金を賄えないため、正会員、賛助会員、特別維持会員を募りました。札幌の弁護士をはじめとする多くの方々のご理解を頂戴し、ご寄付を頂くことができました。また、建物の建築後も、多くの企業様からも、運転資金に供するご寄付を継続していただいております。

「子どもシェルター」では、この10年間、いろいろなことがありました。昨今のコロナ禍ももちろんですが、平時においても、厳しい局面がなかったわけではありません。そのようなときでも、役職員が一丸となり、活動継続に向けて全力で運営を継続してきました。その力の源は、利用されるお子さんたちの健やかな成長への期待、そして、ご支援を頂戴した方々への感謝の気持ちにも宿っています。入所時には深刻な表情だったお子さんにも、次第に笑顔が戻り、そして感謝の言葉とともに退所する様子は、私たちの大きなやり甲斐となっています。ときには、退所したお子さんから、感謝の手紙をいただくこともあります。あるお子さんからは、「大学の法学部に合格した、あれから受験勉強を頑張った、人生が変わったように思う、私が多くの人に救われたように、今度は私が多くの人を救いたい」というお手紙をいただきました。このような喜びを、ご支援を頂戴した方々とも分かち合っていくよう、次の10年に向けて、これまで以上に積極的に活動を展開していきたいと決意を新たにしています。改めて心からの感謝申し上げますとともに、今後ともご指導ご支援をお願い申し上げる次第です。



## コタン研修を実施しました

弁護士 館山 純士

子どもシェルターレラピリカでは、子どもが入居した際、子どもに対し、コタンと言って子どもの環境調整等を行う弁護士が付くことがあります。レラピリカでは、定期的に研修を行い、コタンの能力向上を図っております。

レラピリカでは、コタンを行うにあたってのマニュアルがあるのですが、先日、改訂作業が行われたので、改訂内容を確認する意味も込めて、研修が実施されることとなりました。

先日開催されたコタン研修では、過去にコタンを経験したことがある弁護士2名が講師となって、改訂されたマニュアルに基づき、コタン業務の一連の流れが確認されました。

研修では、コタンとレラピリカの施設で実際に子どもと接するスタッフとの間のコミュニケーションの大切さが確認されました。

コタンとなる弁護士は、施設に常にいるわけではなく、普段は、各事務所で業務を行っており、子どもの情報は、ZOHOのシステムやメールでのやり取りで把握することになります。ただ、そこに記載された情報を読むだけでは細かいニュアンスまで把握しきれないことがあります。子どもの細かい心情の動きを把握するためには、実際に施設で子どもと一緒に生活をしているスタッフに確認することが大切です。スタッフとコミュニケーションを取らなければ、子どもの細かい心情の動きを見過ごすことになってしまい、子どもの意向を十分に反映させた形でのコタン業務にも支障を与えます。

本来、コタンがちゃんとマニュアルを読んで調べるべきではあるのですが、現在の入居者の数とコタン候補者の数からして、弁護士は、頻繁にコタン業務を担当するわけではありません。そのため、いざコタンに選任されても、初めて担当するときはもちろんのこと、過去に経験したことがあったとしても前回の記憶が薄れてしまい、作成すべき書類や行うべき手続について不慣れな部分が生じます。その点についても、普段から書類や手続に慣れているスタッフ

とコミュニケーションを取っていれば、サポートしていただくことができます。

子どものための買い物は、マニュアル上では、原則的に、コタンが行うことになっています。ただ、レラピリカは、女性専用の施設であるところ、コタンが男性である場合、買い物をするにしても支障が生じることがあります。この場合は、例外的に、買い物をスタッフにお願いすることがよくあります。ここもスタッフとのコミュニケーションが不足していると、コタンでは適切に買い物を担当できない場面で慌ててスタッフにお願いすることになってしまい、スタッフに迷惑を掛けてしまうことになります。

普段の弁護士業務では、依頼者と打合せを行えば足りることが多いですが、福祉的分野にも関わるコタンにおいては、その部分が得意なスタッフと綿密なコミュニケーションを取ることが求められ、この部分が欠けると、スタッフに迷惑をかけ、一番サポートしなければならない子どもにも迷惑を掛けてしまうことになります。逆に、スタッフと綿密なコミュニケーションを取っていれば、子どもの状況、気持ちもよく分かり、語弊があるかもしれません「なんとかなる」のではないかとも思います。

今回の研修を経て、ますますスタッフとのコミュニケーションの重要性を痛感することができ、充実した研修となりました。





## コタン奮闘記

弁護士 黒坂 頌胤

昨年の11月から今年の3月まで高校3年生のAさんのコタンを担当しました。私はコタンの登録をしてから6年目になりますが、私にとってAさんは2件目のコタンでした。Aさんは親子関係に悩み、両親と同居することが息苦しくなり、のんへの入居に至ったという経緯でした。

Aさんは、高校3年生の受験生で、のんに入居した時期は、受験を控えた重要な時期でした。

しかし、自宅に戻って両親の下で生活することだけは絶対にありえないと、Aさんの両親に対する拒絶の感情は非常に強く、自宅に戻るという選択肢はありませんでした。そこで、Aさんがのんを退居した後のAさんの生活環境・住環境をどのように整備し、調整するかがコタンとしての重要な課題となりました。

また、Aさんは、仮に大学受験できなかったとしても、高校は卒業したいという強い要望がありました。

そこで、コタンと担当理事では早々にAさんの高校に赴き、担任の先生と教頭先生と面談を行い、Aさんの卒業に向けた救済措置等について協議しました。担任の先生と教頭先生もAさんがのんの入居に至った理由について理解を示してくださいり、出席日数が足りないという形式的な理由により卒業資格が奪われないように最善を尽くすことを約束していただきました。

Aさんがのんに入居している間、コタンと担当理事は、児相の担当者や担任の先生と密に連携しながら、Aさんの卒業と退居に向けた手続きと準備を進めました。

Aさんの意向を尊重し、のんの退居後は自立援助ホームに入居することが決まったため、当面の生活費を両親に援助してもらう必要が生じました。

そこで、児相においてコタンと担当理事同席のもと、Aさんと両親の面談を実施し、両親の前では緊張してうまく説明できないAさんに代わり、担当理事が両親に対してAさんの今後のビジョンと要望を伝えました。Aさんの両親か

らも、Aさんの自立のために必要な経済的支援等を行うことについて約束を取り付けることができました。

Aさんは結局、今年の大学受験は断念しましたが、担任の先生や教頭先生のご尽力のおかげもあり、無事に卒業資格を得ることができました。

当初、担任の先生はAさんに全体の卒業式に参加してほしいと述べておられましたが、Aさんが全体の卒業式への参加に難色を示したところ、担任の先生はAさんのために特別に別枠で卒業証書の授与の機会を設けてくださいました。

Aさんのために特別に設けられた卒業証書授与式にはAさんを高校まで送り届けたコタンの私も同席が許可されました。そこには、Aさん一人のために校長先生、教頭先生、担任の先生の他、学年主任の先生や歴代の担任の先生なども参加されており、終始、Aさんは照れ臭そうにしていましたが、本当に感激している様子でした。Aさんにとって一生忘れる事のできない素敵なイベントになったはずです。私にとってもコタンを担当して良かったなあと素直に思える瞬間でした。

最後になりますが、Aさんの件は、普段の弁護士業務とは異なり慣れないことが多々あり、また、Aさんが退居に至るまでに児相・高校との間で様々なやり取りが必要となり、大変な面も色々ありましたが、Aさんが無事に卒業でき、Aさんを自立援助ホームへ繋ぐことができたのも、ひとえに担当理事やスタッフの皆様のご協力のおかげです。

担当理事とスタッフの皆様には、改めて御礼申し上げます。





# スタッフ通信

私は昨年12月より「のんの」のスタッフとして働かせていただき、6ヶ月が経ちました。可愛らしい入居者さん数名との出会いのなかで、安心してゆっくりと体と心を休められる環境づくりの大切さを日々考えさせられています。

ある方は、朝、眠たそうに起きてきて、朝食の会話の中で、実は夜中に眠れずにいたことを話してくれました。夜勤の見回り時は一見ぐっすり寝ているように見えても、スタッフが見えない所で戦っていて、その方の不安や悲しみの深さは計り知れないものだと思いました。

一人で抱え込んでいる悩み事が、「のんの」での生活の中で、少しでも軽減するように、そっと寄り添い、コミュニケーションを大切に、一人一人に必要な支援ができるように、弁護士さん、他スタッフとの連携を大切に、入居者さんと関わっていきたいと思います。



またある方は、「のんの」入居当初、緊張と不安で硬い表情をしていましたが、少しづつ先のことを考えられるようになり、笑顔も増え、今後の生活のために料理をしてみたいと話してくれるようになりました。一緒にキッチンに立つと、味の美味しさはもちろん、野菜を可愛い形にカットするなど見た目を工夫したり、手順や効率を考えながら調理し、洗い物を少なくするなど、片付けのことまで考えられるようになりました。また、ただ料理を作るだけではなく、他の入居者さんの好みにも配慮して作ってくれ、皆が喜んで食べている姿を見て、その方が嬉しそうにしているのを見て、私も心が温かくなりました。

入居者さんたちが、「のんの」で心と体をゆっくりと休め、前に歩んでいく力を蓄える場所となるように、まだまだ未熟で頼りない私ですが、入居者さんに寄り添いスタッフとして日々何ができるのか考えて、より良い支援をしていけるように努力いていきたいと思います。

これからも、どうぞよろしくお願ひいたします。

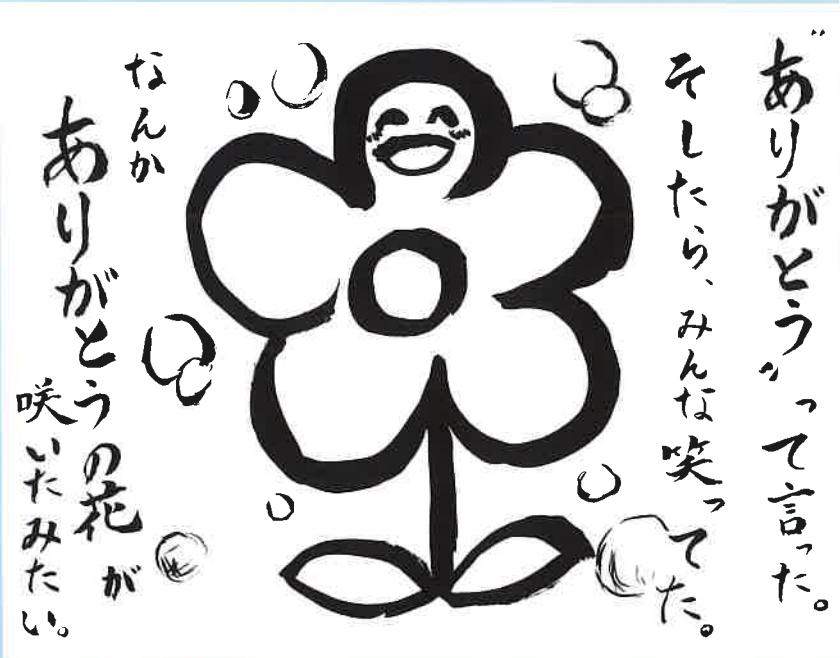




## 入居者さんのギャラリー

これまでにも入居さんが描いてくれたイラストなどを紹介してきましたが、今回は習字です。  
心を込めて書いてくれましたので、ご紹介させていただきます。

感謝



愛を込めて  
愛を花束を

レラ。ピリカ  
のんの



# 入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人物費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

## ■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

## ■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

## ■年会費

※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円

## ■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

### 連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内

電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

### 寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ

口座記号027109 口座番号101160



# ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第18号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました皆様をご紹介申し上げます。

北海道信用金庫ひまわり財団

一般社団法人せいかつ支援機構

社会福祉法人北海道共同募金会

学校法人美唄キリスト教学園

一般社団法人北海道CGCみどりとこころの基金



# 羽ばたくための準備をしていきましょう

広い北の大地を  
風のように  
自由に駆け抜けて  
欲しい

## ●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。  
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に  
少しでも生きる力を蓄え、  
子どもシェルターを巣立って行った後は  
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、  
そのような願いが込められています。

## 声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。  
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。  
子どもと面談して、入所の意思を確認します。  
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

## そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。  
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後でも  
困ったことや  
悩み事があれば  
いつでも  
相談できます

## 翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、  
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



## ようこそ、 レラピリカへ！

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。  
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。  
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などとの交渉を行います。  
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所と一緒に探します。